**社会福祉法人新光会　定款**

第一章　総則

（目　的）

第一条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者

の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の

尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援するこ

とを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）障害者支援施設の経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）障害福祉サービス事業の経営

（ロ）認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

（ハ）老人デイサービス事業の経営

（名　称）

第二条　この法人は、社会福祉法人新光会という。

（経営の原則等）

第三条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的

かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉

サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努

めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経

済的に困窮する者 等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的

に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第四条　この法人の事務所を福岡県飯塚市勢田１１９番地の１４に置く。

第二章　評議員

（評議員の定数）

第五条　この法人に評議員７名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第六条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選

任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構

成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営

についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不

適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

（評議員の資格）

第七条　社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）

第八条　評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する

定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退

任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有す

る。

（評議員の報酬等）

第九条　評議員に対して、1人あたり各年度の総額が１００，０００円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章　評議員会

（構　成）

第一〇条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権　限）

第一一条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分

（７）基本財産の処分

（８）社会福祉充実計画の承認

（９）事業計画及び収支予算

（10）臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）

（11）解散

（12）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第一二条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後三箇月以内に一回開催する

ほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第一三条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事

長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評

議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第一四条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員

の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議

員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）定款の変更

（３）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第一項の決議

を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を

上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達

するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わるこ

とができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと

きは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第一五条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに記

名押印する。

（役員の定数）

第一六条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事 ６名

（２）監事 ２名

２　理事のうち一名を理事長とする。

（役員の選任）

第一七条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第一八条　社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計が数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

　２　社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第一九条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執

行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務

を執行する。

３　理事長は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況

を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第二〇条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を

作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び

財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第二一条　理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のもの

に関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとす

る。

３　理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞

任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事とし

ての権利義務を有する。

（役員の解任）

第二二条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解

任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第二三条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）

第二四条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、

理事会において、選任及び解任する。

３ 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第四章　理事会

（構　成）

第二五条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権　限）

第二六条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものに

ついては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長の選定及び解職

（招　集）

第二七条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決　議）

第二八条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半

数が出席し、その過半数をもって行う。

　２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるもの

に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該

提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第二九条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第五章 資産及び会計

（資産の区分）

第三〇条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）福岡県飯塚市勢田119番の14外5筆所在の光ヶ丘学園敷地

　新立119番地14　　　　　　6，837.26㎡

　新立119番地62　　　　　　 6，740 ㎡

　新立119番地63　　　　　　 1，755 ㎡

　新立119番地64　　　　　 　1，269 ㎡

　新立119番地65　　　　　　 1，208 ㎡

　新立119番地26　　　　　　2，539.93㎡

（２）福岡県飯塚市小正字中田21番地6所在のデイサービスセンターわかな敷地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　1，219.80㎡

（３）福岡県飯塚市綱分字本村870番地22所在のグループホームふるさと敷地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 76 ㎡

（４）福岡県飯塚市綱分字本村870番地23所在のグループホームふるさと敷地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　19㎡

（５）福岡県飯塚市綱分字本村870番地26所在のグループホームふるさと敷地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　595.34㎡

（６）福岡県飯塚市綱分字本村870番地27所在のグループホームふるさと敷地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 37.11㎡

（７）福岡県飯塚市勢田字新立119番地14所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・コンクリート屋根平家建

　　 　光ヶ丘学園（1号館）1棟　 （2，035.57㎡）

（８）福岡県飯塚市勢田字新立119番地65所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建

光ヶ丘学園（倉庫）１棟　　（44.71㎡）

（９）福岡県飯塚市勢田字新立119番地62所在の軽量鉄骨造合金メッキ鋼板平家建

光ヶ丘学園（作業所）１棟　（97.60㎡）

（10）福岡県飯塚市勢田字新立119番地26所在の鉄筋コンクリート造

　　　コンクリート屋根2階建

　　　光ヶ丘学園（2号館）1棟　 （947.16㎡）

（11）福岡県飯塚市小正字中田21番地６所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建

　　　デイサービスセンターわかな1棟　（478.10㎡）

（12）福岡県飯塚市綱分字本村870番地26、870番地27所在の木造セメント瓦葺2階建 グループホームふるさと1棟　 （493.43㎡）

３　その他財産は、基本財産以外の財産とする。

４　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手

続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第三一条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受け、飯塚市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、飯塚市長の承認は必要としない。

一　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

　　二　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が

行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当

該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三二条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確

実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第三三条　この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日ま

でに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けること。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了す

るまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三四条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書

類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類につい

ては、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の

書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に３

年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所

に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三五条　この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わ

る。

（会計処理の基準）

第三六条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理

事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第三七条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をし

ようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けること。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第三八条　この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の承認を要する。

第六章　解散

（解散）

第三九条　この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解

散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第四〇条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員

会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人の

うちから選出されたものに帰属する。

第七章　定款の変更

（定款の変更）

第四一条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、飯塚市長の認可

（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを

除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨

を飯塚市長に届け出なければならない。

第八章　公告の方法その他

（公告の方法）

第四二条　この法人の公告は、社会福祉法人新光会の掲示場に掲示するとともに、官報、

新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第四三条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

＜附 則＞

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　滑石　七五三夫

理　事　前田　紀道

　　　〃　　原田　芳江

　　　〃　　内野　豊

　　　〃　　平岡　久穂

　　　〃　　田岡　久光

　　　〃　　久保薗　司

　　　〃　　山田　弘

　　　〃　　高崎　志郎

　　　〃　　太田　幾子

監　事　本村　幸子

　　　〃　　岡本　克己

　　　　　　　　　　　　　　　平成　９年１１月２０日　　　法人設立

　　　　　　　　　　　　　　　平成１７年　７月２０日改正　法人名変更

　　　　　　　　　　　　　　　平成１８年　３月２６日改正　住居表示変更

　　　　　　　　　　　　　　　平成１９年　７月１０日改正　住居表示変更

　　　　　　　　　　　　　　　平成２０年　３月２２日改正　新事業体系以降

　　　　　　　　　　　　　　　平成２２年　４月　１日改正　事業移譲

　　　　　　　　　　　　　　　平成２３年　３月１９日改正　公益事業廃止等

　　　　　　　　　　　　　　　平成２４年１２月２７日改正　資産の変更

　　　　　　　　　　　　　　　平成２５年　４月　１日改正　準則との不一致等

　　　　　　　　　　　　　　　平成２６年　４月　１日改正　公益事業開設

　　　　　　　　　　　　　　　平成２６年１２月１２日改正　目的の事業表記の変更

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（事業種類の廃止）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　準則との不一致

　　　　　　　　　　　　　　　平成２９年　４月　１日改正　社会福祉法改正

 平成３１年　４月　１日改正　登記簿との内容不一致等

　　　　　　　　　　　　　　　令和　２年１０月３０日改正　基本財産増加等

　　　　　　　　　　　　　　　令和　３年　４月　８日改正　基本財産増加等